# 松山圏域消防指令センター 共同運用実施計画



令和3年11月

松山市消防局

# 目 次

第1章	消防指令業務の共同化について	
1	実施の目的	• • • 1
2	国の方針	
3	全国と県内の状況	
4	3 消防本部の現況	• • • 2
第2章	消防指令業務の共同化のイメージ	• • • 3
1	従来の消防指令業務のイメージ	
2	共同化した消防指令業務のイメージ	
第3章	松山圏域消防指令センター共同運用実施計画について	
1	共同運用を行う市町(消防本部)について	• • • 4
2	共同運用を行う消防指令センターの名称と設置場所について	
3	共同運用の方式について	
4	消防指令センターの整備費用について	
5	消防指令センターの人員配置について	
6	共同運用のスケジュールについて	• • • 5
第4章	消防指令業務の共同化の効果について	
1	応援体制の充実などによる消防力の強化	
2	整備費用や維持管理費用の削減	
3	人員の効率化	
第5章	松山圏域消防指令業務の共同運用 Q&A	• • • 6

# 第1章 消防指令業務の共同化について

# 1 実施の目的

消防指令業務は、消防活動の最前線として、119番通報の受信、出動指令、情報 伝達など、迅速かつ的確な対応が求められるものです。

松山圏域では、従来、この業務は消防本部ごとに「消防指令システム」を整備し、 運用してきました。しかしながら、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等 の複雑化・多様化する災害に適切に対応するため、近隣の市町や消防本部と連携し、 広域的な災害対応が求められるなど、これまでの消防業務の枠を越えた対応が必要に なっています。

今後も、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくため、松山圏域に所在する3市2町(松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町及び伊予郡砥部町をいう。以下同じ。)の3 消防本部(松山市消防局、伊予消防等事務組合消防本部及び東温市消防本部をいう。以下同じ。)での消防指令業務の共同運用\*を、令和6年4月からの実施を目指して進めています。

# ※ 消防指令業務の共同運用

119番通報の受信、消防車や救急車の出動指令、無線統制などの消防指令業務を、複数の消防本部で共同して運用するものです。

スケールメリットにより業務が効率化され、各消防本部の職員の有効活用や経費の削減ができるとともに、消防本部間の連携と情報の共有化が可能となり、隣接地域や大規模な災害時の相互応援体制が強化されます。

# 2 国の方針

消防指令業務の共同化は、「消防の連携・協力の推進について(平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官)」により、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることなどの効果があることから、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要があるとされています。

さらに、国が定めている「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」では、国は、消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないよう、財政措置を講じることとされています。

#### 3 全国と県内の状況

消防指令業務の共同運用は、令和 2 年 9 月現在で、全国で 47 地域の 192 消防本部(12 非常備町村)で実施されています(消防庁資料による)。

愛媛県内は、現時点では実施されていませんが、松山圏域の他にも西予市・宇和島 地区で実施に向けて検討が進められています。

# 4 3消防本部の現況

≪消防需要の現況:管轄人□≫

市町名	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	
松山市	517,231	514,865	511,569	
伊予市、松前町、 砥部町	90,357	88,130	85,298	
東温市	35,253	34,613	33,917	
合 計	642,841	637,608	630,784	

出典: 国勢調査人口等基本集計結果(令和2年は速報値)

≪消防需要の現況:119 番受信件数≫

消防本部名	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
松山市消防局	39,503	38,795	34,214	
伊予消防等事務 組合消防本部	6,596	6,585	5,588	
東温市消防本部	2,196	2,169	1,950	
合 計	48,295	47,549	41,752	

出典:消防年報

≪消防力の現況:署所、職員定数等≫

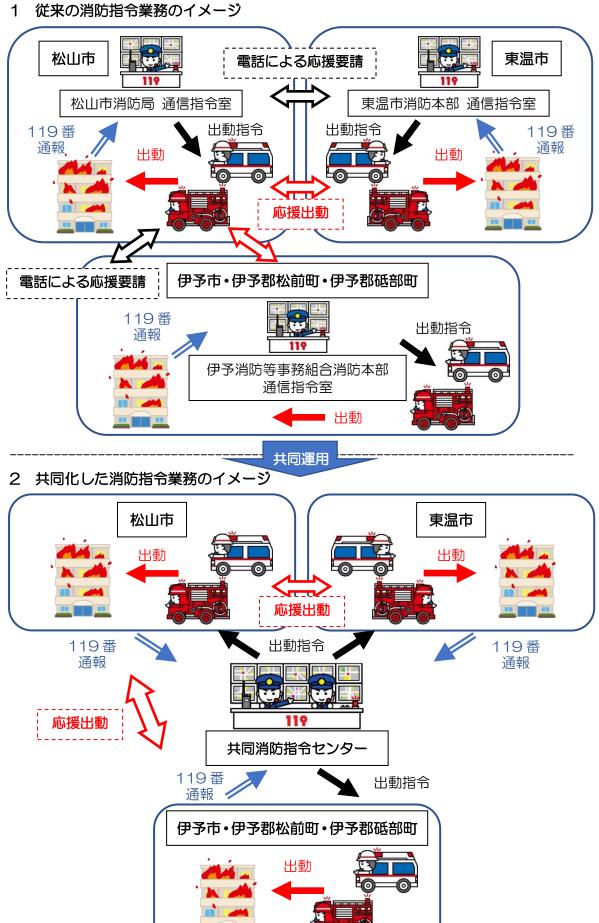
消防本部名	面積	職員	職員 署 定数	署 出張所	消防車両等			
月的本品石	(km²)	定数		山坂別	消防車※	救急車	その他	合計
松山市消防局	429.40	458	4	7	34	14	27	75
伊予消防等事務 組合消防本部	316.44	157	3	3	14	6	10	30
東温市消防本部	211.30	52	1	0	8	4(1)	3	15(1)
合 計	957.14	667	8	10	56	24(1)	40	120(1)

出典:全国消防長会消防現勢(令和3年版)

※消防車はポンプ車、はしご車、化学車、泡原液車、救助工作車と指令・指揮車をいう。

※()内は軽救急車の数

# 第2章 消防指令業務の共同化のイメージ



# 第3章 松山圏域消防指令センター共同運用実施計画について

# 1 共同運用を行う市町(消防本部)について

119 番通報を受信して消防隊や救急隊に出動を指令する「消防指令システム」の 更新時期が近いことや、市町が隣接しており、消防隊や救急隊の迅速な応援体制が確 保できることなどから、3市2町の3消防本部が共同運用することとして、令和6 年4月の開始に向けて検討を進めています。

# 2 共同運用を行う消防指令センターの名称と設置場所について

共同運用を行う消防指令センターの名称は「松山圏域消防指令センター」とします。 設置場所は、現在の指令室の運用や消防指令センターの整備費用を考えて、既存の 松山市消防局の5階を計画しています。

# 消防指令センターの設置予定場所

松山市消防局

松山市本町六丁目 6 番地 1 鉄筋コンクリート造 7 階建 敷地面積 1,369.44 ㎡ 建物延面積 3,680.60 ㎡



# 3 共同運用の方式について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定められている事務の共同処理の方法として、「連携協約」、「協議会」、「機関等の共同設置(内部組織の共同設置)」、「事務委託」、「事務の代替執行」の5つが示されています。

これらのうち、3 市 2 町の 3 消防本部の消防指令業務の共同運用では、全国で最も多く運用されている「協議会」方式を採用します。

その理由として、職員の身分の変更や権限の移動がないことや、協議会として行った業務はそれぞれの市町が行った業務として効力を有することなどがあります。

#### 4 消防指令センターの整備費用について

消防指令センターを3市2町の3消防本部が共同で整備するため、各消防本部で 費用を按分して負担します。その際に、国の財政措置を有効に活用します。

# 5 消防指令センターの人員配置について

協議会方式により消防指令業務の共同運用を行う場合、各消防本部の職員を消防指令センターへ派遣することになります。

消防指令センターを一箇所に統合することで、指令員を集結し、効率化することができます。

# 6 共同運用のスケジュールについて

令和 3 年度に協議会を設置して、消防指令センターに整備する新システムの実施 設計を行います。

令和4年度から令和5年度にかけて新システムを整備して、令和6年4月から共同運用を開始する予定です。

項目    年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
協議会設置	☆			
システム実施設計				
システム調達・整備				
共同運用開始				☆

〇松山市では、令和3年度から「松山圏域消防指令センター整備事業」を実施しています。

# 第4章 消防指令業務の共同化の効果について

# 1 応援体制の充実による消防力の強化

従来、各消防本部で、管轄する市町の119番通報を受信して、消防隊や救急隊が 現場に出動しますが、共同化した場合は、119番通報を管轄の市町をまたいで受信 することができ、市町の境付近の場合は、現場に最も近い消防本部の消防隊や救急隊 に対して迅速に応援出動を要請することができます。これにより、消防車や救急車の 現場到着時間が短縮されます。

また、消防指令センターを一箇所に統合することで、119 番通報を受信する指令台を増やして、119 番通報を同時に多く受信することで、大規模な災害への対応力を強化することができます。

# 2 整備費用や維持管理費用の削減

従来、各消防本部で整備していた「消防指令システム」や「消防救急デジタル無線」 を 3 消防本部で共同して整備するため、整備に要する費用や維持管理費用を各消防 本部で按分することで、各市町の費用の負担を軽減します。

また、共同化することでシステムや無線の整備費用に国の財政措置が活用できるため、各市町の費用の持ち出しが少なくなります。

# 3 人員の効率化

消防指令センターを一箇所に統合することで、指令員を集結し、効率化することができます。また、効率的に配置することで、現在の各消防本部の指令員の総員数より人員を削減することが可能です。削減する人員は、消防隊や救急隊に配置して、現場活動体制の充実につなげます。

従来、消防職員が指令業務と現場活動を兼任している場合は、指令業務への専従化が可能になります。

# 第5章 消防指令業務の共同運用 Q&A

# Q1 119番通報はどこで受信するのか? 誰が受信するのか?

A1 3市2町の119番通報は、全て松山市消防局の5階に共同で設置する消防指令センターにつながり、各消防本部から消防指令センターに集結した指令員が受信します。

#### Q2 消防指令センターにすると 119 番受信件数が増えるのでは?

A2 令和 2 年中の 119 番受信件数は、松山市消防局が 34,214 件、伊予消防等事務組合消防本部が 5,588 件、東温市消防本部が 1,950 件、3 消防本部の合計が 41,752 件です。

共同運用した場合は、松山消防は従来から約7,500件受信件数が増えますが、指令 員を集結・増員して対応するため問題ないと考えています。

## Q3 119番が掛かりにくくなることはないのか?

A3 119番通報を受信する指令台は、現在よりも増やして対応する計画ですので、同時に 受信できる数が増えるため、掛かりにくくなることはありません。

#### Q4 協議会とは?

A4 協議会は、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく、「地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織」です。

3 消防本部が共同で整備する「松山圏域消防指令センター」を運用するために必要な「松山市・伊予消防等事務組合・東温市消防指令事務協議会」を設置しています。

#### Q5 伊予郡松前町と伊予郡砥部町、久万高原町は入っていないのか?

A5 伊予郡松前町と伊予郡砥部町は、伊予消防等事務組合消防本部の管轄に含まれています。

久万高原町は、久万高原町消防本部が現在使用している指令システムが比較的新しいため、今回の共同運用には参加しませんが、次回のシステム更新に併せて参加を検討する予定です。

# Q6 松山市以外の応援出動で出動が増えるのでは? 消防体制への影響は?

A6 現在でも、松山圏域の隣接地域ではお互いに応援出動を行っているため、消防体制に 影響が生じることはありません。

### Q7 東温市や伊予郡松前町にも救急出動するのか?

A7 今後、消防本部間で調整が必要となりますが、東温市や伊予郡松前町、伊予郡砥部町 との隣接する地域へも、管轄を越えて最も近い消防車や救急車を出動させることがで きれば、現場への到着時間が短縮します。

#### Q8 経費の削減効果は?

A8 令和2年度に実施した事前の基礎調査によると、消防指令システムや消防救急デジタル無線を各消防本部で単独整備した場合と松山圏域全域(久万高原町を含む。)で共同整備した場合との比較では、共同整備の方が最大で約20億円の削減になると試算されています。

#### Q9 共同運用で松山市にデメリットはないのか?

A9 119番の受信や指令体制に影響はなく、支障となるデメリットはありません。 現在の消防本部間で異なっている運用方法などは、事前に調整します。

# Q10 消防団員の招集や指令方法はどうなるのか?

A10 防災行政無線による消防団員への招集方法や、消防救急デジタル無線による消防団 への指令方法は変わりません。

電話やメールによる招集の連絡は、現在の手動から自動に変更することを検討しています。

#### Q11 個人情報の管理は大丈夫なのか?

A11 消防指令センターでは、119番通報で入手した個人情報や災害情報などを取り扱うため、現在も各消防本部の指令室では十分に配慮していますが、共同運用する消防指令センターでは、指令室の完全区画や電子ロックによる入室管理により、協議会職員のみの入室に制限するなど、厳重な管理を計画しています。

# Q12 今後のスケジュールは? いつから共同運用を始めるのか?

A12 令和6年4月の運用開始を目指して、令和3年度に共同運用する指令システムの 実施設計を行い、令和4年度に庁舎改修、令和4年度から令和5年度にかけてシステム整備を行う予定です。